

附表 2

生涯研修単位基準（更新時）

*認定医は5年で60単位以上を取得すること。

*指導医は5年でⅠに規定する研修会出席を60単位以上及びⅡ・Ⅲに規定する業績を20単位以上取得すること。

*年次大会、支部教育研修会への参加が5年間で5回以上を必要とする。（年次大会3回ふくむ）（1回出席あたりの単位、出席したことを証明する参加証等のコピーが必要）

Ⅰ 研修会出席

（1回出席あたりの単位、出席したことを証明する参加証等のコピーが必要）

1. 日本臨床歯周病学会年次大会、支部教育研修会等 (10)
2. 日本臨床歯周病学会年次大会認定医教育講演
（本学会年次大会参加との重複申請可、更新時毎に2回以上の出席が必要）(10)
- ※ 但し、2.は令和2年6月7日より施行する為、資格有効期間内である場合は更新までの出席義務を負わない。
3. 日本歯周病学会学術大会、臨床研修会等 (10)
4. 日本歯科保存学会 (5)
5. 日本歯科医学会総会 (5)
6. 海外で開催される歯周病関連の学会 (7)
7. その他の研修会（認定医審議会が認めた研修会とする。
ただし1年間7単位を上限とする） (7)

Ⅱ 業績発表

（発表したことを証明する学会・研修会プログラムや講義予定などのコピーが必要）

1. 上記の学会及び研修会での演者 (10)
*発表1回あたりの単位
2. 上記学会会誌及びその他の学術雑誌への投稿論文筆頭者 (10)
*論文1編あたりの単位
3. 上記1, 2の共同発表者 (10)
4. 著書（歯周病学に関連のある著書1冊あたりの単位）
 - ① 筆頭者 (10)
 - ② 共同著者 (5)

Ⅲ 本会事業への業績

1. 年次大会、支部教育研修会での演者の指導 (5)
*1回あたりの単位
2. 座長（年次大会、支部教育研修会） (5)
*1回あたりの単位
3. ポスター審査 (5)
*1回あたりの単位
4. 認定医、指導医、認定歯科衛生士 申請者の指導 (5)
*申請者1人あたりの単位
5. 研修施設における1年間の指導 (5)
6. その他学会学術事業への協力参加 (5)
*1回あたりの単位